

平成30年度 第49回群馬県社会人サッカーリーグ運営要項

この運営要項は(公益財団法人)日本サッカー協会競技規則に基づき、群馬県社会人サッカーリーグに適用し、リーグの競技運営を円滑にすることを目的とする。

第1条 総括運営委員長・運営委員長及び副運営委員長

総括運営委員長はこのリーグを代表、且つ業務執行を統括する。

運営委員長は各部のリーグを代表、且つ業務執行をする。

副運営委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時はこれを代行する。

第2条 運営委員

運営委員は各関係業務を担当別に処理するとともに委員長に報告し、リーグ運営の業務を処理するものとする。

第3条 担当事務分掌

3.1 規約第18条に規定された各担当運営委員の事務分掌は次の通りとする。

3.2 各担当は次の帳簿を備える。

- 1) 総務担当 加盟団体登録簿、役員名簿、表彰台帳、運営委員会議事録、競技実施記録簿、競技事故簿、運営費台帳、金銭出納帳
- 2) 広報担当 競技記録簿、発表控綴、新聞記事控、選手登録簿
- 3) 審判担当 審判員名簿、審判報告書

第4条 会計

4.1 総務担当委員は当該年度の予算および前年度の決算を作成して運営委員会に提出する。

4.2 加盟チームは、指定された期日までに会費を運営委員会に納入する。会費の額は別に定める。

4.3 このリーグの収入は次の通りとする。

- 1) 会費収入 2) 事業収入 3) 寄付金収入 4) その他の収入

4.4 このリーグの支出は次の通りとする。

- 1) 事務費 2) 競技場使用料 3) 審判費 4) 印刷費 5) 会議費 6) 通信費
- 7) 役員手当 8) その他

第5条 チーム及び選手の資格・登録

5.1 このリーグに登録することのできる**チーム及び選手**は、(公益社団法人)群馬県サッカー協会加盟チームの**チーム及び選手**であり、且つ(公財)日本サッカー協会第1種の登録手続きが完了した**チーム及び選手**であること。登録にあたってのチーム最少人数は15名以上とする。

5.2 **チーム及び選手登録**は毎年4月1日をもって行い、翌年3月31日まで有効とする。登録が完了した選手には、(公財)日本サッカー協会より選手証が交付される。

選手の年度内の移籍、追加登録は、(公財)日本サッカー協会の基本規程に従い行うこととする。

但し、同一組織のチームが同一リーグに居る場合は、同一組織同一リーグのチームへの移籍は、運営委員会が定める期日迄に、年1回5名まで認める事が出来る。

*同一組織とは、チーム・チームスタッフ・選手・等の管理運営が一体となっている組織を指す。

5.3 日本国籍をもたない選手の登録は1チーム5名までとし、準加盟チーム(外国籍選手を6名以上登録しているチーム)は除く、試合開始前のメンバー表提出時に登録できる選手は交代予定者を含めて3名までとする。高校生の登録は1チーム5名までとし、2種との二重登録は認めない。中学生以下の選手については、1種登録及びクラブ登録選手であっても試合への出場は認めない。又、クラブ登録の18歳以下の選手はピッチ上に5名までとする。

5.4 試合開始前のメンバー表提出時に選手証を提出する。選手証は写真の貼付されているものとする。選手証を携帯しない選手は試合に出場できない。

5.5 選手の資格に疑義が生じた場合は運営委員会で審議決定する。

5.6 各リーグの運営委員会は、リーグ戦開始前にメンバーの資格認定を行う。

第6条 選手番号およびユニフォーム登録

6.1 登録選手には登録番号を付することとし、他の番号のユニフォームでの出場は認めない。

ユニフォームの色彩、その他については、(公財)日本サッカー協会ユニフォーム規定に準ずる。

※(公財)日本サッカー協会 ユニフォーム規定(2016年4月1日施行)

<http://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/20160401.pdf>

第7条 組み合わせ及び日程

- 7.1 1部リーグ 原則として、1年を2期に分け前期と後期とし、2回総当たり戦を行い順位を決定する。
- 7.2 2部リーグ 原則として、24チームを12チームずつA、Bの2つのブロックに分け、各ブロック毎に1回総当たり戦を行い順位を決定する。また、A、B同じ順位同士で試合を行い、次年度の編制順位を決定する。
- 7.3 3部リーグ 前年度の順位及び、参加チーム数によって運営会議において組合せを決定する。
- 7.4 インデペンデントリーグ（Iリーグ） 参加チーム数によりブロック分けを行い、各ブロック毎に総当たり戦を行い順位を決定する。
- 7.5 組み合わせ及び試合日程については各部の運営委員会で決定する。
- 7.6 ナイター開催を可能とする。

第8条 審判員

- 8.1 1部リーグの審判は、(公社)群馬県サッカー協会審判委員会に依頼し、(公社)群馬県サッカー協会登録の審判員を割り当てるものとする。
- 8.2 2部・3部・Iリーグの主審および副審は、各チーム所属の審判員に依頼することとし試合割り当てについては運営委員会で決定する。
- 8.3 2部・3部リーグの審判手当は別に定める通りとし、各チームに支払うものとする。
- 8.4 2部の主審は3級以上の有資格者とし、副審は4級以上の有資格者とする。有資格者が審判を担当するために、3級以上が1名以上と4級以上が2名以上、の帯同審判員の登録をチームに義務付ける。帯同審判員の登録要件を満たしていないチームは2部に参加できない。
原則として、3部の主審は3級以上の有資格者・3部の副審及び、Iリーグの主審及び副審は、4級以上の有資格者とする。
有資格者が審判を担当するために、3部では3級以上が1名以上と4級以上が2名以上、Iリーグでは4級以上が3名以上の帯同審判員の登録を原則として義務付ける。
- 8.5 割り当て試合の審判を怠ったチームにはペナルティーとして勝ち点-3を課す。
審判員が試合開始から15分以上遅刻した場合も審判を怠ったとみなす。
資格を満たさない審判員が審判を行った場合も同様である。
2部リーグの主審は3級以上でないとは担当する事は出来ない。
ペナルティーが生じた場合、その試合の当該対戦チームが各ブロック責任者にその事実を早急に報告する事。
- 8.6 審判員は必ず審判服、審判ワッペン、リスペクトワッペンを着用し、常に審判員証を携帯する事。試合を行う当該チームは試合前に主審、副審の審判員証を確認し、試合結果報告書にサインする事。確認、及び、サインを怠ったチームには勝ち点-1を課す。

第9条 試合結果報告および審判報告責任（重要事項報告書含む）

- 9.1 試合結果報告書、審判報告書及び重要事項報告書の準備、報告担当は、運営委員会で決定する。
- 9.2 審判担当チームは割り当てられた試合の結果報告を行うと共に、トラブル発生時の処置を行う。あわせて、各ブロック運営責任者に報告する。
- 9.3 試合結果報告書、審判報告書及び重要事項報告書は決められた方法で報告する。
注記1 GSLで取り扱う審判報告書及び重要事項報告書の運用方法は次を基本とする。
 - a) 審判報告書及び重要事項報告書（封筒含む。以後審判報告書等という。）は、第1試合の審判担当チームが準備する。1部リーグは、第1試合の会場責任チームが準備する。
 - b) 第1試合の主審は試合終了後、審判報告書に記入する。記載漏れの無い事を確認後、第2試合の審判担当チームへ審判報告書等を渡す。1部リーグは次試合の主審に審判報告書等を渡す。
 - c) 第2試合以降はb)項と同様に審判報告書等を取り扱い、次試合を担当する主審に審判報告書等を渡す。
 - d) 最終試合の主審は審判部担当者に審判報告書を郵送する。電子データに変換してメール等で送信でも可とする。
 - e) 重要事項報告書の取扱については以下とする。
 - ・重要事項報告を行う事態となった場合、その試合を担当した主審は審判報告書とは別に重要事項報告書を作成し、重要事項報告書のみをGSL担当審判員に郵送（電子データに変換してメール等で送信可）する。（最終試合で報告を行う事態となった場合は、審判報告書と同封でも可とする。）

注記2 試合結果を指定報道機関に当日中に必ず連絡する事。(TEL 又は FAX 可)

試合結果報告書及び審判報告書は共に、試合日当日に投函すること。

FAX ・メールの場合でも必ず試合当日に送信すること。

- 9.4 試合結果報告書及び審判報告書の提出を怠ったチームには、ペナルティーとして勝ち点－1を課す。(郵送の場合、試合日翌日中の消印で判断する。)

第10条 表彰

- 10.1 全日程を終了した後、その成績・順位に基づきチーム表彰を行う。
- 1) 1部・2部・3部の優勝・準優勝・3位チームには賞状および賞品。
 - 2) Iリーグの優勝チームには賞状および賞品。
 - 3) 1部・2部・3部の警告・退場が最も少ないチームにはフェアプレー賞として賞状。但し、一発退場及び警告が10枚以上ある場合はフェアプレー賞に該当しない。
- 10.2 個人表彰として次の表彰を行う。
- 1) 最優秀選手 1部・2部各ブロック・3部各ブロック
 - 2) 得点王 1部・2部各ブロック・3部各ブロック
 - 3) ベストイレブン 1部 アシスト王 1部
 - 4) 優秀審判員 1部
- 尚、1部最優秀選手・ベストイレブン・優秀審判員は、選考委員会で決定する。
- 10.3 リーグ主催の表彰式に出席しないチーム又は個人は表彰を辞退したものとする。

第11条 試合

- 11.1 試合時間は1部・2部・3部リーグは90分、Iリーグは70分とする。
- 11.2 ハーフタイムのインターバル時間は最長でも15分を超えないこと。
- 11.3 選手交代は試合開始前にメンバー用紙に登録した交代要員12名の中から5名の交代ができる。
- 11.4 交代選手は交代用紙に必要事項を記入の上、主審の合図で交代を行う。
- 11.5 試合の途中において天候の悪化等により、試合続行が不可能と主審が判断した場合は、最大15分間の中断の後、主審および両チームが協議のうえ、当該試合については無効試合とする。尚、無効試合のため得点および警告については無効となるが、退場処分については記録に残し、直近の公式試合1試合には出場停止となる。また、内容によっては群馬県社会人サッカー連盟規律フェアプレー委員会により処分を受けることがある。

第12条 順位の決定

- 12.1 試合の勝者に勝点3点、引き分け1点、敗者に0点が与えられ、勝点の多い順に順位を決定する。但し、勝点が同一の場合は次の順序で決定する。
- 1) 全試合の得失点差
 - 2) 全試合の平均得点
 - 3) 当該チームの対戦成績
- 前項により尚順位が同一であり、且つ、順位の決定を必要とする場合は順位決定戦(1試合)を行う。規定時間内に決しない場合、20分の延長を行い、尚決しないときはPK戦で決定する。
- 12.2 試合を最後まで、成立させることのできなかつたチーム(棄権・出場資格の無い選手の出場・等の無効試合)は、勝ち点－3とする。なお、試合開始時間から15分遅刻した場合は棄権とみなす。
- 12.3 対戦相手の責任で無効試合になった場合、もしくは相手無効試合で勝者になった場合、勝点は3点とし、得点は5対0とする。

第13条 試合球

- 13.1 試合球はモルテン ヴァンタッジオ5000(F5V5000)【(公財)日本サッカー協会競技規則に準じる国際公認球、検定球】を指定球とする。
- 13.2 試合球は各チームから1個ずつ持ち寄り採用は主審が決定する。

第14条 警告・退場

- 14.1 リーグ戦試合数が10試合以上の場合、リーグ期間中に警告を3回受ければ、次の1試合に出場できない。また、通算6回で2試合出場できない。リーグ戦試合数が10試合未満の場合、リーグ期間中に警告を2回受ければ、次の1試合に出場できない。また、通算4回で2試合出場できない。次年度には、警告の累積数は持ち越さない。(別カテゴリーのチームに移籍した場合は、累積は持ち越さないものとする。)
- 14.2 リーグ戦期間中に退場処分を受けた選手は、群馬リーグ戦の次の試合1試合の出場を禁ずる。それ以降

の処置については運営委員会の裁定による。また、内容によっては群馬県社会人サッカー連盟規律フェアプレー委員会に裁定を委ねる。

※警告・退場後の処分については、(公財)日本サッカー協会の懲罰規定に基づき行う。

第15条 入れ替え制

15.1 原則として、各部、各ブロックの成績により次のチームを入れ替える。

1部リーグ 翌年度1・2チーム編成とする。原則降格は無し。

2部リーグ 各ブロック優勝、準優勝チームは、翌年度1部へ昇格する。

又、各ブロック3位同士で決定戦を行い、勝利チームは1部へ昇格する。(但し、関東リーグからの降格チーム等1部チーム数にイレギュラーな事態が発生した場合は行わない場合もある)

2部リーグ、各ブロック7位のチームは降格決定戦を行い負けたチームは3部へ降格する。(但し関東リーグへの昇降格があった場合は行わない場合もある。)又、各ブロック8位以下のチームは、3部へ降格する。

2部、3部の入替

・3部リーグは本年度2ブロック編成とし、各部優勝及び準優勝でのプレーオフに勝利した3チームが2部へ昇格し、2部から各ブロック下位5チームが3部へ降格する。

15.2 関東リーグへの昇格が発生した場合は、各部の入れ替えを下記の通りとする。

1) 関東リーグへ昇格するチームがある場合

2部リーグ 各ブロック優勝、準優勝チームと、3位チーム同士で勝利したチームの5チームが、翌年度1部へ昇格する。

編成順位に応じて、下位順位のチームが3部へ降格し、1・2チーム1ブロック編成とする。

以下、2部・3部・Iリーグに関しては15.1項に従う。

2) 関東リーグより降格するチームがあった場合は、6位のチームも2部へ降格する。

2部も編成順位に従い、下位チームが3部へ降格する。

3) 原則同一組織のチームが同じカテゴリーのリーグに所属することは出来ない。

但し、上位リーグから降格があった場合は2チームの所属を認める。

上位リーグに、同一組織のチームが所属している場合は、昇格順位であっても昇格できない、その場合は、次の昇格順位のチームが昇格する。

15.3 その他、リーグ編成に不都合が生じた時は、運営委員会にて決定する。

第16条 各リーグ内の平準化

16.1 3部リーグはリーグ内の平準化を図るため、A・B・Cブロックの入れ換えを行う。

16.2 2部・3部のブロックの入れ換えは別に定める入れ換え表による。

Iリーグは地域性を考慮し、編成する。

『平成 30 年度 J F A 登録・第 49 回群馬サッカーリーグ』について

1. J F A (公益財団法人日本サッカー協会) 登録について 2 月 13 日(火)～申請出来ます。



<https://jfaid.jfa.jp/uniid-server/login>

上記webサイト (K I C K O F F) にログインし、登録を行ってください。

- ・登録には J F A I D が必要ですので、必ず取得してください。
- ・監督・コーチ・審判員も J F A I D が必要です。

お問い合わせは [JFA 登録サービスデスク](http://www.jfa.or.jp/registration/) <http://www.jfa.or.jp/registration/> 電話：050-2018-1990

2. 群馬サッカーリーグ エントリーについて 3 月 17 日(土)迄に資料を提出してください。

- ①(公社)群馬県サッカー協会ホームページからエントリー用紙をダウンロードしてください。

<http://www.gunma-fa.com/content/c1/>

必要事項を記入し、エントリー用紙と写真のファイル (監督の顔写真・運営委員の顔写真・チームの集合写真) を 3 月 17 日(土)迄に電子メールにて、各部担当者へ提出してください。

※写真は、サッカーチームとして相応しいものでお願いします。

- ②平成 30 年度群馬リーグ運営要項及び、リーグ編成表(平成 29 年度の成績に基づく)は、(公社)群馬県サッカー協会ホームページに掲載いたします。

<http://www.gunma-fa.com/content/c1/>

3. 協会登録料・リーグ参加料の支払いについて。

- ① J F A に w e b 登録したのち、担当役員にて申請内容の確認・承認作業を行います。群馬県協会及び日本サッカー協会の承認が終わりますと、チーム登録責任者に連絡が行きますので、再び K I C K O F F へログインし、支払いをしてください。

- ②期日： w e b サイトにて指定された金額を指定された期日までに支払いを済ませてください。

・協会登録料：22,000 円 社会人連盟登録料：21,500 円 個人登録料：3,400 円×人数
監督登録料 2,000 円、機関誌購読料 5,000 円

・リーグ参加料：1 部/180,000 円、2 部/55,000 円、3 部/40,000 円

尚、1 部、2 部チームについては、例年通り、プログラムに掲載する協賛広告費での立て替えを認めます。その場合には、必ず、その協賛広告原稿もエントリー用紙と一緒に提出ください。

4. 運営会議開催について

試合日程、組み合わせ等を打ち合わせする運営会議は、3月中旬～4月中旬頃までに開催する予定ですが、会場確保等の諸事情により、各部(1・2・3)単位で行います。
運営会議日程、会場等については、別途各部の運営委員長より通知致します。

5. グランド確保のお願い

本年度群馬サッカーリーグの日程については、次の日程を予定しております。
つきましては、各部で予定しております運営会議までに、各チームにおいてグラウンドの確保をお願い致します。

- ・1部リーグ日程：4月～10月中旬まで
- ・2部・3部 日程：4月～11月末まで（11月末までに終了してください）

6. エントリー資料の提出先

Eメールにて提出(3月17日土曜日迄)

●1部リーグ

1. エントリー用紙ファイル及び写真ファイル（チーム写真、監督・運営委員写真ファイル）
2. 広告原稿

送付先 中村 楽 メールアドレス：nakamura-gaku@gunma-fa.com
〒379-2166 前橋市野中町 447-1 携帯 090-9027-8813

●2部リーグ

1. エントリー用紙ファイル及び写真ファイル（チーム写真、監督・運営委員写真ファイル）
2. 広告原稿

送付先 中島 正博 メールアドレス：nakajima-masahiro@gunma-fa.com
〒370-8065 高崎市寺尾町 2576-3 リバーサイド・ハイツP1-1 携帯 080-5507-2692

●3部リーグ 及び 新規チーム（3級審判員の条件を満たしていること）

1. エントリー用紙ファイル及び写真ファイル（チーム写真、監督・運営委員写真ファイル）

送付先 安部 幸宏 メールアドレス：abe-yukihiro@gunma-fa.com
〒370-0615 邑楽郡邑楽町篠塚 1496-1 携帯 090-4839-5350

※群馬サッカーリーグ全般に関わる責任者および問い合わせ先は、

群馬リーグ総括運営委員長 堀江 聡 メールアドレス：horie-satoshi@gunma-fa.com
携帯 090-1500-0137

